



省令

○農林水産省令第一号
植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十二年二月二十日

農林水産大臣 加藤 六月

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の二の項の植物の欄中「並びに台湾」を「台湾」に改め、「ハーディン種のマンゴウであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」の下に「並びにタイ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるナンカンワンのマンゴウであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を加える。

附則
この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。